

返戻金制度について

許可番号 13-ユ-304257
株式会社 グローアップ

当社は、下記のとおり、返戻金制度を設けております。

記

1、当社の職業紹介により入社した求職者について、3ヶ月以内に求職者に起因する事由により退職した場合、就労開始日から退職日までの期間に応じて、下記のとおり受領した紹介手数料を一定料率で返金します。

- 1 か月以内の退職 … 紹介手数料の 80%
- 2 か月以内の退職 … 紹介手数料の 50%
- 3 か月以内の退職 … 紹介手数料の 20%

2、学校卒業見込者を対象とする職業紹介について、求職者に起因する事由による入社前辞退の場合は、受領した紹介手数料を全額返金し、入社後の返金はございません。

上記いずれにつきましても、詳細は契約書・覚書等の定めをご確認ください。

以上